学校いじめ防止基本方針

令和元年１２月（改定）

東洋町立甲浦中学校

目 次

1　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
2　いじめ防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・　4
3　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
4　基本方針の目標と取組の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
4　いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
5　いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　　いじめ防止の基本的な考え方
　　学校におけるいじめ防止
6　いじめ防止のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　構成員
　　役　割
　　全体周知事項
7　年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
8　いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　基本的な考え方
　　いじめ早期発見のための措置
9　いじめの発見・認知・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　いじめの発見・通知を受けたときの対応
　　いじめられた生徒又はその保護者へ支援
　　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
　　いじめが起きた集団への働きかけ
　　ネット上のいじめへの対応
10　重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
11　報道機関等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　対応の基本姿勢
　　対応のポイント

１　はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、生徒たちの心に深い傷として残る深刻な問題である。

平成２３年度に、大津市の中学校２年生がいじめを苦に命を絶つ事件が発生し、全国でいじめに対する意識、危機感が高まった。いじめを防ぐ対策の必要性がこれまでも指摘されていながらも、依然として悲劇が断ち切れていないことから、社会総掛かりでいじめ防止を進める必要があり、いじめ防止対策推進法が平成２５年６月に制定された。

本校校区には甲浦保育園、甲浦小学校があり、小規模校である。幼い頃からほぼ固定された人間関係の中で成長し、広がりが大きくないこと、対人対応の柔軟性や、体験・経験不足、他への依存などの課題があげられる。しかし、平成３１年度（令和元年度）から保育園・小学校・中学校が学びをつなぐため、地域との協働を柱に、様々な教育活動を進めていくことに教育方針に明確化し、令和２年度からは「甲浦保・小・中学校運営協議会」を立ち上げ、コミュニティ・スクールとしてスタートする。この保護者、地域住民が学校運営に参画する体制を構築することで、地域ぐるみで子どもの成長を育むことが可能となり、生徒の人権意識や道徳性、自己肯定感も高揚する効果が期待できる。同時に子どもの変容や課題も把握しやすくなり、いじめ等の早期発見にも一助となることが期待できる。

日常の学校生活の中で生徒たちが、自己を大切にし、相手を思いやる心を育むよう、生徒たちの間に起こる様々なトラブルを「 いじめ 」という観点で考えるだけでなく、傷つき辛い思いをしている生徒に手を差し伸べること等、どんなにすばらしい取り組みを行っても、いじめが起こらないと言い切ることはできない。

万が一いじめが発生した場合、いじめを受けつらい思いをしている生徒の側に立ち、当該生徒や保護者の心に寄り添いながら、一刻も早くその苦しみを解決する重責を本校全教職員は担う。

しかしながら、私たち教職員はすべてに精通し、何でも解決できるわけではない。そこで、生徒たちの健やかな成長を推進するために、周りの多くの仲間や地域の人々、関係機関の方々との協力・連携が必要となる。

深刻な問題であればあるほど、対応が困難な問題であればあるほど、学校・教職員一人ひとりが、閉塞感に陥らないように、情報を共有し、力を結集して保護者や地域・専門家・関係機関の協力を得ながら、多角的視野からどの様な支援ができるのかを考え、確実に有効的手段を実行する必要がある。

滋賀県大津市の中学校で不幸にして起こった事例を繰り返さないためにも本校では、いじめ防止対策推進法制定を機に、いじめの予防、早期発見・早期対応の取り組みについて、対応策を具体的にまとめた。多くの事例に学び、教職員は一人ひとりの生徒を大切にし、生徒の心に寄り添い、生徒・教職員・保護者・地域そして関係各機関が一つの「 共同体 」と成れるよう、困難な課題も共により良い解決を見出す姿勢を持ち続け、いじめのない学校づくりに励むものとする。

また、校内外の研修を通して全教職員が生徒を見つめる視点や有事の際の対応力、実践力の向上に努めていく。

上記の認識をもとに、本校ではここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2　いじめ防止等に対する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

3　いじめの定義

（定義）
第２条
１　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

『いじめの定義』（平成 18 年度文部科学省改訂）
○　当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
○　いじめ可否の判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うもの
○　いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない。

「冗談や悪ふざけ、悪気はなかった」としても、受け手側がその行為を苦痛と感じれば、それは「いじめ」に該当する場合がある。また、いじめは、学校生活における人間関係に起因するケースが大半と言える。

日頃の生徒を見守る教職員の目がいじめの予防、早期発見に極めて重要となる。具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

◎冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。

◎意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる・集団による中傷
◎わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
◎金品をたかられる。
◎嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
◎パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによるのではなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下『学校いじめ対策組織』という。）を活用して行う。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを軽視するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に注目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については当該法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉は使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する

ことが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4　基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがある場合のものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに委縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者は未然防止・対応・再発防止のいずれの段階おいても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

5　いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

6　いじめの防止

（いじめ防止の基本的な考え方）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の

克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育む、いじめを生まない学校をつくるために、生徒・教職員・保護者・地域・関係機関が一体となった継続的な取組みが必要である。

そのためには、教育・学習の場である学校・学級自体に人権尊重の意識が浸透し、人権尊重の精神が整った環境の整備が不可欠となる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、学習全体で総合的に推進することが重要である。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成することが必要となる。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係作り人権を尊重した「集団としての質を高めていく」がいじめ防止の基礎となる。

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが求められる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成することも必要である。

加えて、全ての生徒にとって学校が安心できる場所であり、自己の存在意義や充実感を感じられる学校生活づくりもいじめの未然防止にはきわめて重要と言える。

また、あわせて、いじめの問題への取組みの大切さについて保護者や地域・関係者に認識を広め、校区内の小学校とも連携しての「いじめは絶対許さない」風土を創造することが必要とされる。

（学校におけるいじめ防止）

1　学校の最重点目標の一つとして弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことことを掲げ、組織的に取り組む。（正義の通る学校づくり）
2　生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
3　保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対して生徒が自主的に行う生活会活動に対する支援を行う。（自治的生徒集団の育成）
4　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等の時間を利用する。人権に関する学年・全校集会・学校行事での人権作文の発表や人権週間・道徳教育参観日等を実施する。

7　いじめ防止のための組織

・いじめの防止、情報の共有・理解、事案対応のため「いじめ防止委員会」を設置する。
・必要に応じて専門家・関係機関を招集・連携するものとする。

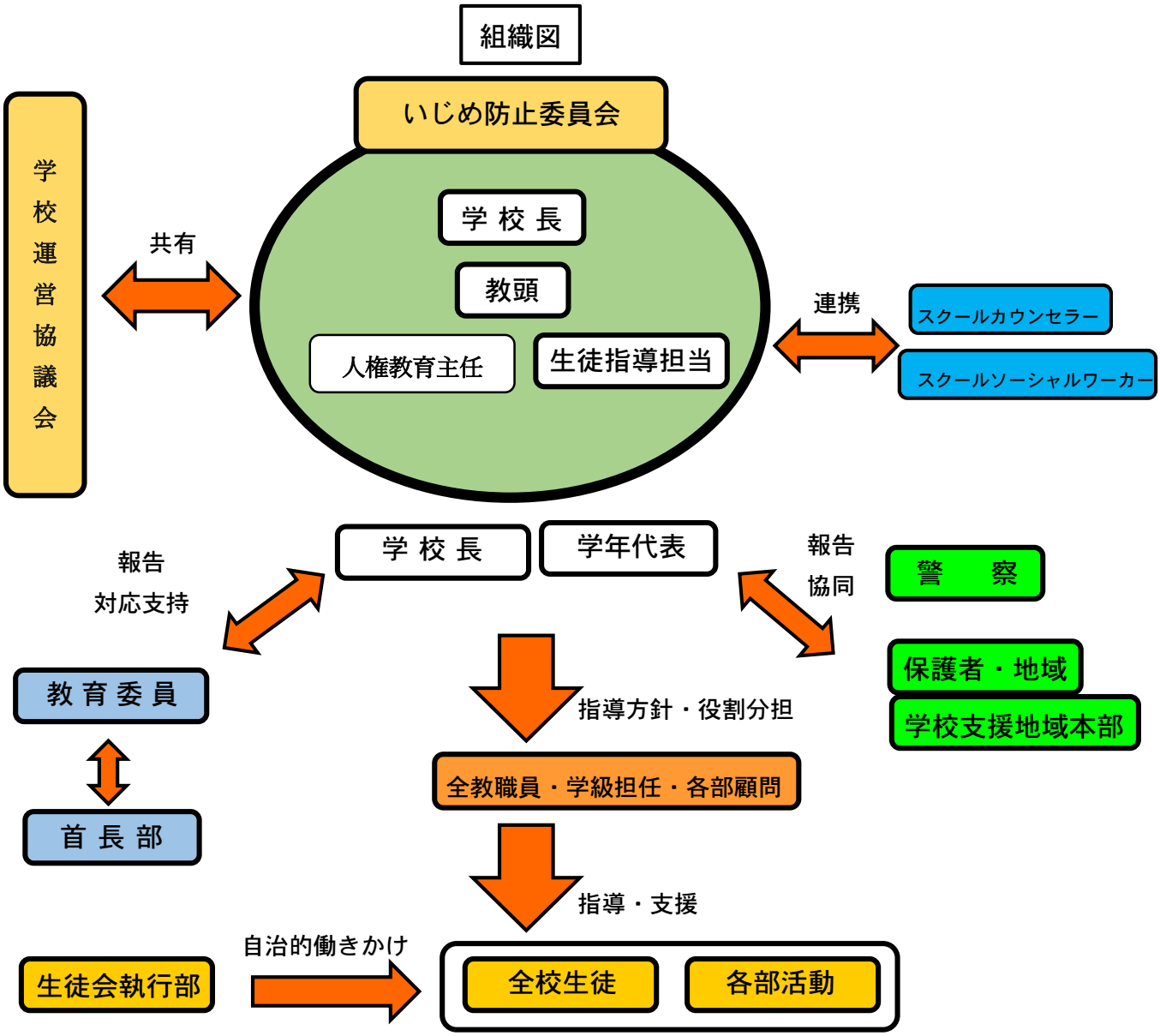

（構成員）

管理職、生徒指導担当、人権教育主任、学年代表、養護教諭

（役割）

1　いじめ防止基本方針の策定
2　いじめの未然防止
3　いじめの対応
4　教職員の資質向上のための校内研修
5　年間計画の企画と実施
6　年間計画進捗のチェック
7　各取組みの有効性のチェック
8　いじめ防止基本方針の見直し

（全体周知事項）

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

1　いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
2　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
4　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5　いじめはその行為の対応により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
6　いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
7　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
8　いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

8　年間指導計画

	1年生	2年生	3年生	全体・教職員
4月	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 オリエンテーション 生徒情報の集約 家庭訪問	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 生徒情報の集約 家庭訪問 修学旅行	相談窓口の周知 対面式・部活動紹介 生徒情報の集約 家庭訪問 職業体験活動	いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 基本方針更新 学校運営協議会
5月	生徒総会	生徒総会	生徒総会	QU校内研修 アンケート分析・集計
6月	QU・生活アンケート 個人面談	QU・生活アンケート 個人面談 高校説明会	QU・生活アンケート 個人面談 高校説明会	学校運営協議会 学期末生徒状況集計
7月	非行防止教室 学期末面談 専門委員会学期総括	非行防止教室 学期末面談 専門委員会学期総括	非行防止教室 学期末面談 専門委員会学期総括	校内研修
8月				学校運営協議会 校内研修

9月	個人面談	個人面談	個人面談	人権校内研修
10月	甲浦運動会 人権作文発表 QU・生活アンケート	甲浦運動会 人権作文発表 QU・生活アンケート	甲浦運動会 人権作文発表 QU・生活アンケート	
11月	文化発表会	文化発表会	文化発表会	学校評価アンケート 学期末生徒情報集約
12月	生徒会選挙 学期末面談	生徒会選挙 学期末面談	生徒会選挙 学期末面談	小学６年生体験入学
１月	後期生徒会活動開始	後期生徒会活動開始	後期生徒会活動開始	学校評価ヒアリング 進路情報集約 学校運営協議会
２月	職業・進路学習	職業・進路学習	学期末面談	年間総括 生徒情報集約・申し送り事項確認
３月	卒業式 学期末面談	卒業式 学期末面談	公立高等学校入試 進路個人面談 （進路保障） 卒業式	

９　いじめの早期発見

（基本的な考え方）

いじめの特徴として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することが大切である。

（いじめの早期発見のための措置）

1　実態把握の方法として、定期的なアンケートは、ＱＵアンケートと併せて年間複数回実施する。定期的な教育相談の機会としては、楽器毎の面談やＱＵアンケートの結果による個人面談等がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものに気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。

2　保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について綿密に連絡を行う。

3　生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってきちんと対応し、担任だけでなく、管理職・学年等、学校として共有する。

4　保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、学年主任や管理職等に気軽に相談してください。」と校長や教頭、生活指導主事、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

5　教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に行う。

１０　いじめの発見・認知・対応

（いじめの発見・通報を受けたときの対応）

1　いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

2　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。（その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する）

3　教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導担当・学年団に報告し、「いじめの防止委員会」を即時開催する。この開催により「いじめ防止委員会」は「いじめ対策委員会」として機能し組織的に対応を開始する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

4　事実確認の結果、「いじめが認知された場合」、学校長が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関・専門家との情報共有・連携しての対応を図る。

5　被害・加害の保護者への連絡については、担任が中心となり家庭訪問等により直接会って、より丁寧に対応する。（副担任・生徒指導担当等複数での訪問が望ましい。）

6　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

（いじめられた生徒又はその保護者への支援）

いじめられた生徒は必要に応じて別室指導等の期間を設け、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を確保する。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人々）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・ソーシャルスクールワーカーの協力を得て対応を行う。

（いじめた生徒への指導又はその保護者への助言）

1　速めにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。

2　事実確認を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、事実の確認を行い、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

3　いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

（いじめが起きた集団への働きかけ）

1　いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆的な生徒」、見て見ぬふりをしていた「傍観者的な生徒」として行動していた者に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。この場合には臨時生徒集会を開催し学校長等から全体への話の後に各学年・学級で確認指導を重ねるなどの措置を講じる。

2　いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となった生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家族の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の自治的・自主的活動の推進を図る。その際、スクールカウンセ

ラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習・部活動等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

（ネット上のいじめへの対応）

1　ネット上で発生する諸問題はスマートフォン等の端末及びLine等無料SNSアプリ急速な普及のため、以前より生徒がネット介してのトラブルに関係する事案が急激に増加している。ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の個所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

2　書き込みへの対応については、削除要請、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、ネット上のトラブルはその性質上、本校以外の学校や個人との間に発生する場合も考えられる。この場合「いじめ対策委員会」で情報収集・事実確認を行った後、学年主任・学校長、場合によっては教育委員会が当該事案の相手側と対応にあたる。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

3　また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、また所轄警察署の担当者のよる「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

１１　重大事態への対応

（重大事態の解釈）

「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。」

1　生徒が自殺を企画した場合（疑いがある場合）
2　身体に重大な傷害を負った場合
3　金品等に重大な被害をこうむった場合
4　精神的な疾患を発症した場合　等を想定

「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合」

1　年間３０日間の欠席を目安とする（不登校は除く）
2　一定期間連続して欠席しているような場合（不登校は除く）

※生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという直接の申し立てがあった時も、上記同様に重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（重大事態への対処：初期情報集約）

速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、初期情報の収集を行い可能な限り事態の概要を明らかにする。

1　いつからなのか

2　被害・加害・関係生徒等

3　いじめの内容（だれから行われ、どのような状態であったか。）

4　いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題点　等

（重大事態への対処：報告・調査・役割指示）

「いじめ対策委員会」は初期情報の集約が済んだ後、その度合いの判断に基づいて東洋町教育委員会及び関係生徒の保護者に対して第一報報告を行う。並行して双方関係生徒の担任及び学年に詳細情報の調査・把握を支持する。この場合、因果関係の特定を最優先せず、客観的な事実を明らかにする。

（重大事態への対処：事実の報告）

調査により明確となった事実は学級担任・学年主任等から当該生徒保護者に詳細な報告を行い、担任を中心とした直接面接による対応支援を行う。（詳細報告は事前に管理職の確認を受ける。）

「いじめ対策委員会」は東洋町教育委員会に詳細事実を報告し、対応指示をうける。

重大事態が法に抵触する場合又は犯罪性のある場合には教育委員会に確認のうえ所轄署である室戸警察署に事態の報告・通報を行う。

（重大事態への対処：事件解決）

「いじめ対策委員会」は重大事態の解決に向け５ページに示す（組織図）、専門家、関係機関と連携して対応を図る。事態が一定の解決をした後にも、定期的に当該生徒及び関連する生徒・集団に対し再発防止のため再調査を行う。

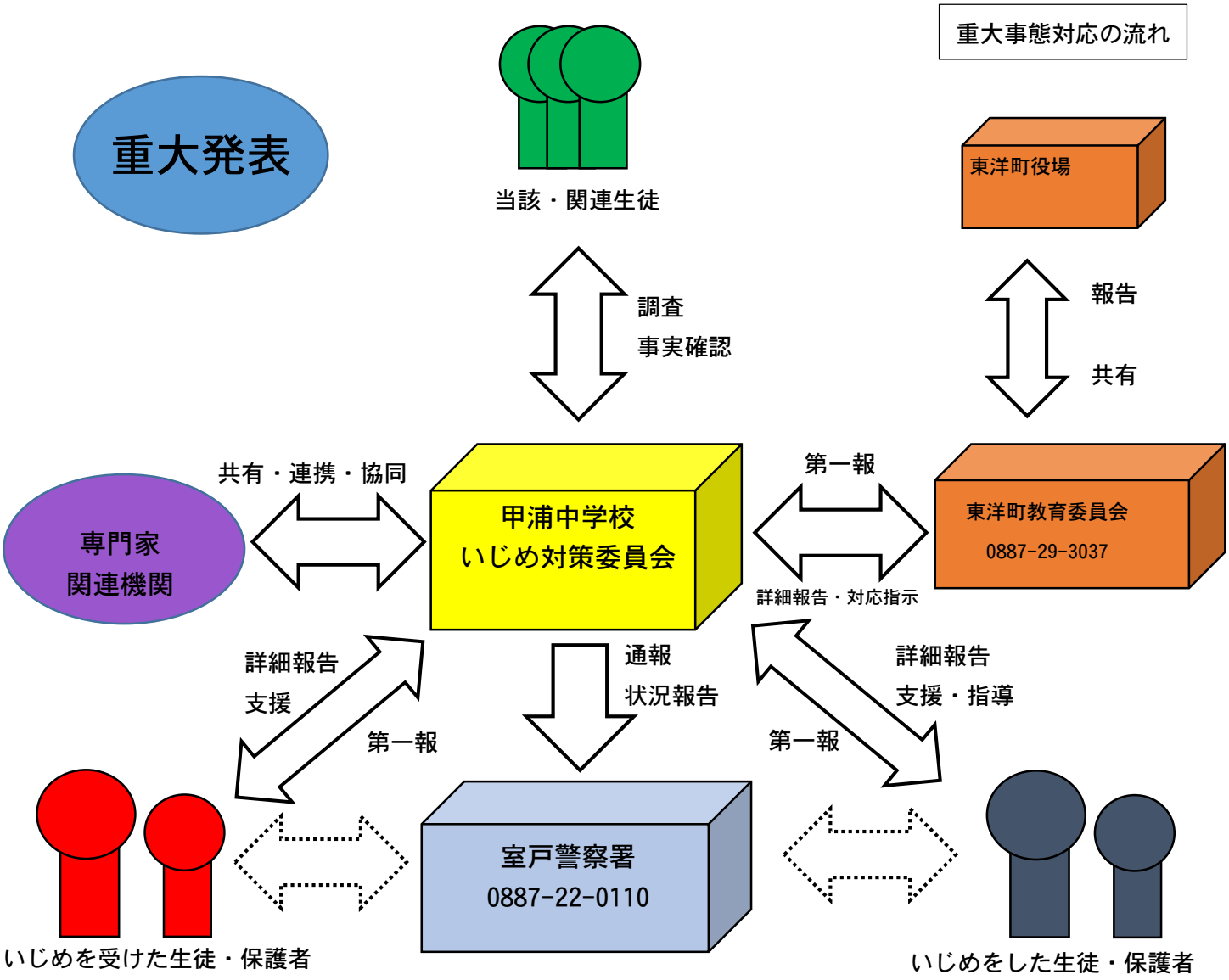

１２　報道機関等への対応

万一、生徒の生命、身体又は財産にかかわる重大事態が発生し報道機関等への対応が必要となった場合には、その対応を以下のように定める。

（対応の基本姿勢）

1　積極的な情報の公開

教育委員会の指導・助言を得て、個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないか等の誤解を生じさせないよう、否定的な態度はとらない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※一方的に「取材に応じられない」といった対応はとらない。

2　誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針も広く保護者や地域に伝えるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

3　公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

（対応のポイント）

1　窓口の一本化

説明は、責任者である学校長が窓口となり対応する。責任者が不在の時には、その旨を説明し、学校長から直接連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意志の疎通を図り、全体で情報を共有する。

2　報道機関の要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合には、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法を報道機関に要請する。

3　取材者の確認

報道機関から取材があった際には、対応した職員が相手側の社名・担当者名・電話番号・取材内容を必ず記録する。（取材への対応は学校長、職員は前記を記録し学校長に正確に伝達する。）

4　取材意図の確認及び準備

あらかじめ、取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、教育委員会・警察等の関係機関と事前に協議する。

5　明確に回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、対応できる時期を示す。万が一誤って説明していたことが判明した時には直ちに取材者に訂正を申し出る。

6　教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

附則　この方針は令和元年１２月２５日に交付する。

この方針は令和２年１月　１日に施行する。